

佐賀県医師会禁煙宣言

喫煙は、喫煙者本人の健康を害するのみならず、受動喫煙により非喫煙者にも健康被害を与えますので、広く禁煙を推進することが必要です。特に、妊婦の喫煙は胎児に対して多大な影響を及ぼします。

禁煙の推進は、世界保健機構（WHO）を中心として世界的に展開されており、平成17年2月27日には、日本政府も批准している「たばこ規制枠組み条約」が発効しました。

佐賀県医師会では、平成15年3月の禁煙日医宣言を受けて、平成15年5月から医師会館を全館禁煙とし、平成17年4月1日からは医師会敷地内を禁煙とするなど、禁煙の推進に努めています。

佐賀県医師会は、今後とも、県民の健康と生命を守るため、禁煙及び受動喫煙防止の推進に積極的に取り組んでいくこととし、ここに禁煙宣言を行います。

1. 医師及び医療関係者の禁煙を推進します。
2. 県内の医療機関及び医師会関連施設内での禁煙を推進します。
3. 医療機関において受診者に対する禁煙の啓発を推進します。
4. 医療機関において禁煙希望者に対する禁煙指導など医学的支援体制の充実に努めます。
5. 喫煙の健康に及ぼす悪影響について、県民への啓発活動を推進します。
6. 未成年者、妊婦の喫煙防止を推進します。
7. 受動喫煙による健康被害の防止を推進します。
8. 自治体等関係機関に対して禁煙を推進するための提言を行います。

平成17年5月26日

社団法人 佐賀県医師会

(平成17年5月26日 佐賀県医師会定例代議員会採択)